

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 8 条第 3 項及び第 4 項に
基づく公表及び申出について

令和 6 年 11 月 28 日
北海道国家戦略特別区域会議

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 8 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、下記のとおり、北海道国家戦略特別区域に係る区域計画（同条第 1 項に規定する区域計画をいう。以下同じ。）に定めようとする特定事業の実施主体を公表するとともに、当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出る手続を定めたので、当該手続に従い申出を受け付けます。

記

I. 区域計画に定めようとする特定事業の実施主体

創業分野

銀行法施行規則の特例（国家戦略特別区域銀行脱炭素関連事業促進出資事業）

- ・株式会社北洋銀行
- ・株式会社北海道銀行

II. 法第 8 条第 4 項に基づく申出（以下単に「申出」という。）の手続

1. 申出をすることができる者

次のすべての要件を満たす必要があります。

- ・北海道国家戦略特別区域内で行う特定事業を実施しようとする者であること。
- ・特定事業について法令等で定められた別紙に掲げる要件を満たすこと。

2. 申出方法

（1）提出書類

申出にあたっては、国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年内閣府令第 20 号）第 6 条の規定に基づき、次に掲げる書類を各 1 部提出してください。

（i）別記様式

- （ii）特定事業を実施しようとする者に関する事項が確認できる公的書類（定款及び登記事項証明書（個人の場合にあつては、開業届の写し及び登記事項証明書（商号登記を行っている場合に限る。））その他これらに準ずると認められるもの）

※提出書類に疑義がある場合には、個別にご相談下さい。

- （iii）その他参考となる資料（任意）

(2) 提出期限

令和6年12月4日(水)17時までに必着とします。

(3) 提出先

内閣府 地方創生推進事務局内 北海道国家戦略特別区域会議 申出担当

(住所) 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階

(メールアドレス) i.kokkatoc@cao.go.jp

(4) 提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

(i) 電子メールの場合

別記様式の<電子データ>を添付して提出。

※ 別記様式の電子データのファイルを添付して【i.kokkatoc@cao.go.jp】まで送付してください。なお、当方より到着した旨のご連絡はいたしませんので、送付後に念のため、内閣府 地方創生推進事務局(電話 03-5510-2465)に確認のご連絡をいただけますと幸いです。

【留意事項】

イ. 電子メールのタイトル(件名)は、「北海道申出 事業主体名」としてください。(例: 北海道申出 ○○会社)

ロ. 別記様式の電子データのファイル名は、「北海道 事業主体名」としてください。(例: 北海道 ○○会社)

(ii) 郵送等による配達又は持参の場合

別記様式を(3)提出先へ配達又はご持参ください。

※ 郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「北海道申出書類在中」と朱書きしてください。

【留意事項】

別記様式は、A4 サイズとし、片面印刷としてください。
(両面印刷は避けてください。)

(5) その他留意事項

- ・ 提出いただいた書類については返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 提出期限に遅れて到着したものは、配達事故や通信事故など理由の如何を問わず、受け付けませんので、ご注意ください。
- ・ 内容の詳細等を確認することがありますので、別記様式には連絡先等を必ず記載してください。

3. 特定事業の実施主体としての追加について

提出書類に基づき、1. で定めた要件を満たすものと北海道国家戦略特別区域会議が認めた場合には、当該申出に応じるものとし、区域計画において当該特定事業の実施主体として加えることとします。結果は、決定次第速やかに申出者に通知します。

※ 提出書類の記載内容に基づき、特定事業の実施主体として加えるか審査します。そのため、要件を満たしていることが明確にわかるようにご記載ください。なお、場合により、要件への適合性等を審査するため追加の資料を求めることがありますので、あらかじめご了承ください。

4. 連絡先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

内閣府 地方創生推進事務局内 北海道国家戦略特別区域会議 申出担当
(電話) 03-5510-2465 (メールアドレス) i.kokkatoc@cao.go.jp

【別紙】特定事業の種類及び要件

分野	特定事業
創業	銀行法施行規則の特例（国家戦略特別区域銀行脱炭素関連事業促進出資事業） 〔国家戦略特別区域法第 26 条、金融庁関係国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令関係〕

【主な要件】

- ① 特定事業を実施しようとする者（実施主体）は、北海道国家戦略特別区域内に本店が所在する銀行であること。
- ② 特例対象業務は、北海道国家戦略特別区域の GX を推進することを目的に、北海道国家戦略特別区域又はその周辺において行われる GX 関連業務であること。
- ③ 特例対象業務実施会社は、主たる営業所又は事務所の所在地が北海道国家戦略特別区域内に所在し特例対象業務を専ら営む会社であること。
- ④ 実施主体である銀行が、届出により、特例対象業務実施会社に対し 5 % 超 50% 以下の出資を行う事業であること。

※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として上記に記載する要件のほか、法第 7 条第 2 項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、一般に、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮し、選定を行います。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。